

実務対応報告公開草案第5号

デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)

平成 14 年 9 月 11 日
企業会計基準委員会

金融商品に関する会計処理は、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び平成 12 年 1 月 31 日(最終改正平成 13 年 7 月 3 日)に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)に基づいて行われている。

最近、会社再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップの実行は、債権者側においては金融資産に係る取引であるため、その会計処理も金融商品会計基準及び金融商品実務指針に基づいて行われることとなるが、当該会計処理に関する質問が多いことから、本実務対応報告で実務上の取扱いを下記のように確認することとした。

記

1. 本実務対応報告の対象とするデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)

デット・エクイティ・スワップは、債権者と債務者の事後の合意に基づき、債権者側から見て債権を株式とする取引であり、債務者が財務的に困難な場合(実施時に、貸倒懸念債権、破産更生債権等に該当する場合に限らない。)に、債権者の合意を得た再建計画等の一環として行われる場合が多い。したがって、本実務対応報告は、債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象とする。

また、我が国においてデット・エクイティ・スワップは、通常、再建計画等に基づき当該債権者がその債権を債務者に現物出資することによって行われる。したがって、本実務対応報告も現物出資による場合を想定している。ただし、債務者が第三者割当増資を行い、債権者がこれを引き受け、払い込んだ現金により債権を回収することによっても同じ効果が得られるため、金銭出資(第三者割当増資の引受け)と債権の回収が一体と考えられる場合も、現物出資による場合と同じ会計処理をすべきものと考えられる。ここで、一体と考えられる場合とは、債権の弁済を受けることを目的として第三者割当増資に応じるなど、実質的に金銭出資と債権の回収が一体性を有する場合が該当するものと考えられる。なお、金銭出資と債権回収の実質的な一体性については、当該金銭出資又は債権の回収の目的の他、金銭出資による払込と債権の回収の間の期間などを考慮して判断する必要がある。金銭出資による払込の直前直後に債権回収を行った場合には、一体ではないことが明らかに

示されない限り、金銭出資と債権回収は一体とみなされる。

なお、デット・エクイティ・スワップを行うにあたり、債権者が一定額の債権放棄を行う場合もある。また、特定の債権者を対象に行う場合もあるが、債権者が一律に対象となる場合もある。

2. デット・エクイティ・スワップ実行時における債権者側の会計処理

(1) 考え方

債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅する（民法 520 条参照）ため、金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられる（金融商品会計基準 第二 二 1 参照）。したがって、債権者は当該債権の消滅を認識するとともに、消滅した債権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を、当期の損益として処理することとなる（金融商品会計基準 第二 二 3 参照）。

(2) 取得した株式の取扱い

デット・エクイティ・スワップにより、債権者が取得する株式は、通常、債権とは異種の資産と考えられることから、新たな資産の取得と考えられる（金融商品実務指針第 36 項参照）。この場合には、債権者が取得する株式の取得時の時価が対価としての受取額（譲渡金額）となり、消滅した債権の帳簿価額と取得した株式の時価の差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上されることとなる（金融商品会計基準 第二 二 3、金融商品実務指針第 37 項参照）。

なお、消滅した債権の帳簿価額は、償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額をいう（金融商品実務指針第 57 項(4)参照）。また、デット・エクイティ・スワップを行うにあたり、債権者が一定額の債権放棄を行う場合には、当該債権放棄後の帳簿価額をいう。

(3) 取得した株式の取得時の時価

取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合には、「市場価格に基づく価額」であり、取得した株式に市場価格がない場合には、「合理的に算定された価額」である（金融商品会計基準 第一 二、金融商品実務指針第 47 項参照）。

「合理的に算定された価額」の算定（金融商品実務指針第 54 項参照）にあたっては、債権放棄や増資額などの金融支援額の十分性（例えば、実質的な債務超過を回避したと考えられるかどうか。）債務者の再建計画等の実行可能性（例えば、近い将来に完了することが予想されるかどうか。）株式の条件（例えば、優先株式の場合は配当や償還の条件、普通株式への転換の条件など）等を適切に考慮する必要がある。

なお、債権の消滅時に、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価を合理的に測定できない場合には、その時価はゼロとして譲渡損益を計算し、その当初計上額もゼロとすることとなると考えられる(この考え方については、金融商品実務指針第 38 項参照)。ここで、時価を合理的に測定できない場合とは、「市場価格に基づく価額」(金融商品実務指針第 48 項参照)がなく、かつ、「合理的に算定された価額」もない場合をいうものと考えられる。

また、債務者が財務的に困難な場合に債務者の再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップについて、実行時点では、一般的に利益は発生しないと考えられる。このため、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、実施直前の債権の評価額を上回らないことが多いと想定される。そのほかに、債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合(例えば、債権放棄の代わりに債権者がデット・エクイティ・スワップに応じる場合)には、取得する債務者の発行した株式の時価はゼロに近くなると考えられる。

3. 適用時期

本実務対応報告は、公表日以降に生じた取引から適用する。ただし、公表日前に生じた取引であっても、公表日を含む事業年度(当該事業年度を構成する中間会計期間を含む)に生じた取引について、本実務対応報告を適用することが望ましい。

以 上